国民健康保険税は、国保の歳入を支える貴重な財源です。納期限までに必ず納めましょう！

平成21年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします

問合せ保険年金課 保険年金係☎551・1640

平成21年度決算は非常に厳しい状況で、当初予算の段階で4億3,000万円の赤字補てんがされていましたが、それでも歳出額が不足する事態となり赤字決算となりました。このため、翌平成22年度の歳入分から4,050万円を繰上げて充用し、収支の均衡を図りました。

なお、赤字決算は、平成16年度から4年間続き、平成20年度には黒字決算に転じていました。

【平成21年度決算の傾向】

平成21年度は、歳出の保険給付費（医療費等の現物給付と現金給付との合計額）が、前年度比較で6.3%（約2億4,300万円）という大幅な伸びを示しました。これは、医療の高度化と入院による医療費の増加が要因とみられています。また、一方では保険税収入が景気の低迷、収納率の低下などにより、1.9%（約2,600万円）減少しています。

【加入世帯・被保険者の状況】

加入世帯数	12,021世帯	平成22年3月末現在
被保険者数	20,045人	

※市全体に占める割合は、世帯数が約41%で被保険者数が約33%となっています。

【歳入・歳出及び財源状況】

歳入（図1）被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約22%です。また、国保会計へ一般会計から繰り入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約10%にのぼり、この繰入金には、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てん分が含まれています。

歳出（図2）被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行なう『保険給付費』は、支出全体の68.6%を占めます。また、後期高齢者支援金等（後期高齢者医療保険制度に使われる財源）は14.6%、介護給付費納付金（介護保険制度に使われる財源）は5.4%です。

現物給付とは医療機関に受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担（1割・2割・3割分）を除いた残りの医療費（9割・8割・7割分）のことです。これは、国保会計から医療機関へ支払われます。

現金給付とは被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分が支給されるなど、国保会計から被保険者に後日現金で支払われるものです。

医療費一人当たり財源内訳（図3）

円グラフ中央の数字は、21年度中に国保会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が19万8千円、退職被保険者が27万2千円です。円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけあてられているかを表しています。

図1 歳入
対前年度比△1億7,381万2千円（2.8%減）

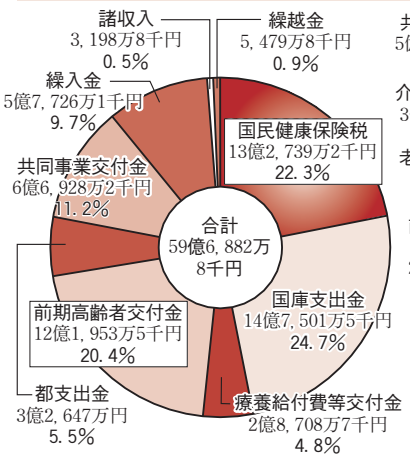

図2 歳出
対前年度比△7,851万4千円（1.3%減）

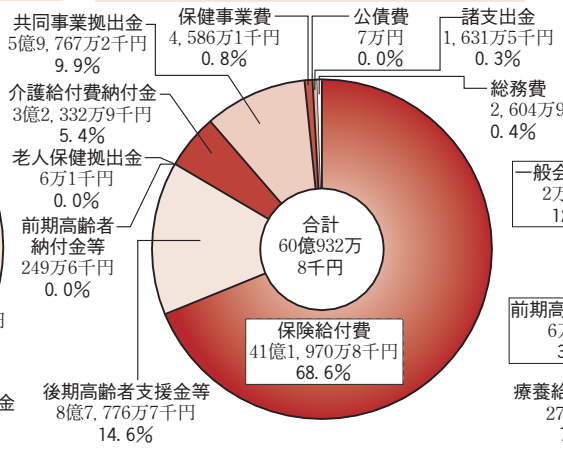

図3 医療費一人当たり財源内訳グラフ

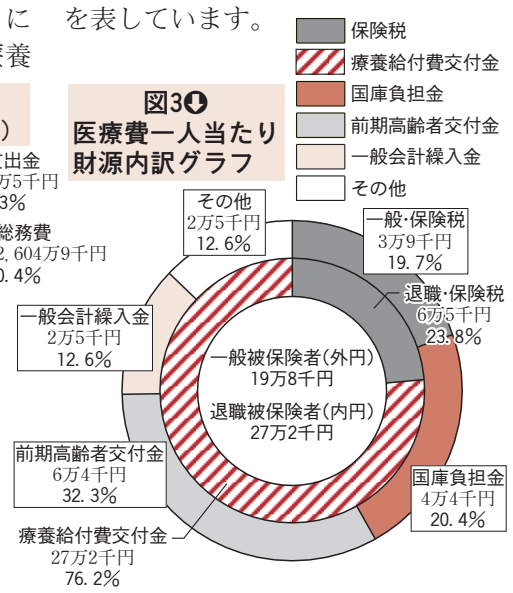

国民健康保険被保険者の皆さんへ

◆この制度は皆さんに支えられています

国民健康保険制度の根底となるのは、困っているときにはお互いに助け合う『互助の精神』です。被保険者の皆さん全員でこの制度を支えていただくことで国民健康保険の運営は維持されるものです。

平成21年度の歳入部分の国民健康保険税は13億2,739万2千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成21年度現年度保険税のみでは11億9,795万4千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は21年度現年分のみで14億2,702万9千円で、収入予定額から実収入額を引くと2億2,907万5千円という金額が出てきます。この金額が21年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の84.5%から平成21年度は83.9%となり、0.6ポイント下がっています。

赤字決算額が4,050万円で、一般会計からの純粋な赤字補てん額は4億3,000万円ですので、もし2億2,702万5千円が納付されていれば21年度は赤字決算にならず、一般会計からの赤字補てん額は3億円以下で済んでいたことになります。

◆納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう『互助の精神』の実践が国民健康保険の赤字決算を乗り切る力になります。もう一度この精神を再確認されたうえで、国民健康保険税の納期内納付へのご協力をお願いします。なお、納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じておりますので、ぜひご連絡をお願いします。また、納め忘れのないよう口座振替のご利用をお願いします。

「医療費のお知らせ」を通知します

国民健康保険制度に対する理解と健康維持の大切さを認識していただくため、「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費（接骨院の施術など）の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

▶通知の「医療費の額」は、保険診療分の総額（10割）であり、皆さんが支払った一部負担金の額（1～3割）とは異なります。また、食事代、差額ベッド代等保険適用されないものは含まれません。

▶医療費、療養費の総額が1件3千円未満のものや、医療機関からの請求が遅れているものは、お知らせしません。

※通知を受け取ったことにより、特に手続きを行なう必要はありません。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

課税課からのお知らせ

■新築家屋調査のお願い

平成22年1月2日から平成23年1月1日までに新築された家屋は、平成23年度から固定資産税・都市計画税が課税されることになります。

このため、課税の根拠となる適正な価格（評価額）を求める必要がありますので、地方税法及び国（総務省）が定める「固定資産評価基準」に基づき、家屋の外部及び内部を調査させていただきます。

調査がまだ済んでいない家屋につきましては、職員が調査のお願いにあがりますので、後日ご都合のよい日時で家屋の調査にご協力をお願いします。

調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

なお、共同住宅や非木造の家屋を新築された場合には、事前に建築図面等の借用をお願いすることもありますので、あわせてご協力ください。

■新築住宅に対する固定資産税減額について

①新築住宅に対する減額措置

新築住宅のうち、専用住宅、または併用住宅（居住部分が全体の2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの、あるいは、一戸建て住宅以外の貸家住宅の床面積が、40㎡以上280㎡以下のものについて、居住部分床面積のうち120㎡までの固定資産税の税額を2分の1減額します。

減額する期間は、一般住宅（木造・非木造）が新築後3年度分、中高層耐火建築物（3階建て以上の耐火・準耐火）が新築後5年度分となります。

②長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合の減額措置

新築住宅のうち、①の要件を満たすもので、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定による認定を受けて、平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅については、申告により、固定資産税の税額を2分の1減額する期間を、①の新築住宅より2年度分さらに延長します。

減額措置の詳細については、家屋調査の際に説明します。

問合せ課税課資産税係☎551・1614

■給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければならないとされてます。

そのため、給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないこととなってしまいます。

また市町村は、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者で所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税（市・都民税）を特別徴収（給与天引き）する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。

【特別徴収とは】事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税（市・都民税）を特別徴収（給与天引き）して、市町村に納めていただく制度です。

従業員の方のメリット年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

根拠法令

- 地方税法第317条の6第1項、第321の4第1項、第321条の5の2
- 福生市税賦課徴収条例第41条

問合せ課税課市民税係☎551・1610

不審電話等にご注意を各地で、公的機関等の名をかたり、口座番号を聞き出そうとしたり、保険証をだまし取ろうとするなどの不審な電話・訪問等が発生しています。そのようなときには、必ず市の担当課等にお問い合わせください。問合せ保険年金課後期高齢医療係☎551・1767